

法律第七十七号

令和二年七月豪雨災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律  
令和二年七月豪雨災害関連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

令和二年七月豪雨災害関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができない。  
この法律において「令和二年七月豪雨災害関連義援金」とは、令和二年七月豪雨による災害の被災者又はその遺族（以下この項において「被災者等」という。）の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいう。

附則

この法律は、公布の日から施行する。  
この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった令和二年七月豪雨災害関連義援金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

内閣総理大臣 菅 義偉  
法務大臣 上川 陽子

労働者協同組合法をここに公布する。

御名 御璽

令和二年十二月十一日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第七十八号

労働者協同組合法

目次

第一章 総則（第一条）  
第二章 労働者協同組合  
第一節 通則（第二条―第六条）  
第二節 事業（第七条―第八条）  
第三節 組合員（第九条―第二十一条）  
第四節 設立（第二十二条―第二十八条）  
第五節 管理  
第一款 定款等（第二十九条―第三十一条）  
第二款 役員等（第三十二条―第五十条）  
第三款 決算関係書類等の監査等（第五十一条―第五十三条）  
第四款 組合員監査会（第五十四条―第五十七条）  
第五款 総会等（第五十八条―第七十一条）  
第六款 出資一口の金額の減少（第七十二条―第七十四条）  
第七款 計算（第七十五条―第七十九条）  
第六節 解散及び清算並びに合併（第八十条―第九十四条）  
第三章 労働者協同組合連合会（第九十五条―第一百二十二条）  
第四章 雑則（第一百二十四条―第三十二条）  
第五章 罰則（第三十三条―第三十七条）  
附則  
第一章 総則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理そ

の他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

第二章 労働者協同組合

第一節 通則

（人格及び住所）

第二条 労働者協同組合（以下「組合」という。）は、法人とする。  
組合の住所は、その主たる事務所所在地にあるものとする。

（基本原理その他の基準及び運営の原則）

第三条 組合は、次に掲げる基本原理に従い事業が行われることを通じて、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とするものでなければならない。  
一 組合員が出資すること。  
二 その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること。  
三 組合員が組合の行う事業に従事すること。

一 組合は、前項に定めるもののほか、次に掲げる要件を備えなければならない。  
一 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。  
二 第二十条第一項の規定に基づき、組合員との間で労働契約を締結すること。

三 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。  
四 組合との間で労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を保有すること。  
五 剰余金の配当は、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行うこと。

組合は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。  
組合は、その行う事業によってその組合員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。

組合は、特定の政党のために利用してはならない。  
組合は、次に掲げる団体に該当しないものでなければならない。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に掲げる暴力団をいう。次号において同じ。）  
二 暴力団又はその構成員（暴力団の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（第三十五条第五号において「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

（名称）  
第四条 組合は、その名称中に労働者協同組合という文字を用いなければならない。  
二 組合でない者は、その名称中に労働者協同組合であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

三 何人も、不正の目的をもって、他の組合であると誤認されるおそれのある名称を使用してはならない。  
四 前項の規定に違反する名称の使用によって事業に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある組合は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

（登記）  
第五条 組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。  
二 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

第六条 組合の組合員たる資格を有する者は、定款で定める個人とする。

第二節 事業

第七条 組合は、第三条第一項に規定する目的を達成するため、事業を行うものとする。  
二 組合は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に掲げる労働者派遣事業その他の組合がその目的に照らして行うことが適当でないものとして政令で定める事業を行うことができる。

第八条 総組合員の五分の四以上の数の組合員は、組合の行う事業に従事しなければならない。  
二 組合の行う事業に従事する者の四分の三以上は、組合員でなければならない。